

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第19回）

1. 四半期会計基準案の主な変更箇所・・・資料2 参照

(1) 会計基準案の本体

- ・ 会計処理の原則及び手続（第9項）  
    \* 旧9項と旧10項の統合
- ・ 注記項目（第19項）  
    会計方針を変更した場合の影響額の記載（2）～（4）の関係の明確化  
    事業のセグメント別資産金額に著しい変動があった場合の記載（6）  
    企業結合や事業分離おける注記内容の明示（16）～（17）

(2) 結論の背景

- ・ 四半期財務諸表の目的（第36項）
- ・ 四半期決算手続（第42項）
- ・ 税金費用の計算（第48項）
- ・ 科目の集約記載（第52項）
- ・ 注記事項の基本的な考え方（第54項）
- ・ 継続企業の前提への重要な疑義（第59項）
- ・ 重要な後発事象（第64項）

（適用指針案）

- ・ 当四半期会計期間末日後から四半期財務諸表に係る公認会計士等のレビュー報告書提出日までの間に発生した重要な開示後発事象について記載しなければならない。なお、当四半期会計期間末日が四半期決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の四半期決算日後に発生した当該事象を対象とする。
- ・ 重要な開示後発事象は、日本公認会計士協会監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」で記載された開示後発事象の事例を参考とするものとする。
- ・ なお、修正後発事象について、レビュー報告書提出日までに金額を正確に把握することが困難な場合には、適当な方法による概算額によって会計処理を行うことができる。その場合には、その旨を記載しなければならない。

- ・ 重要なその他の事項（第67項）
- ・ 適用時期等（第72項）

2. 8月2日専門委員会での主なコメント

ー利用者サイドー

### 第7項関係

- ・利益情報について、足元の業績動向を分析するために3ヵ月情報が必要であり、仮に経過措置を設けるとしても、いつから開示するか期限を明確にすべきである。

### 第17項関係

- ・損益計算書の科目の内訳情報は、限界利益を把握し利益予想を行うために必須であり、また、その四半期に重要な損益変動が起こった場合に原因を把握するためにも必要である。貸借対照表については、棚卸資産の増加でも今後の売上高の増加を見込んで原材料等が増加したのか、製品在庫が売れ残って増加したのかとでは意味合いが違ってくるので、そのような情報が把握できないと、企業の収益予測が難しくなる。これらの情報は、開示企業の手元にはあるはずなので、数値の作成に特段の手間を要するわけではないと思われる。

### 第20項関係

- ・会計方針の変更の影響は、営業利益、経常利益、当期純利益に対する影響額の開示が望まれる。米国企業とわが国の企業とでは損益の表示方法がそもそも異なる。
- ・期首以外で会計方針を変更した場合について、企業が自主的に注記するのであれば、四半期損益計算書に準じた記載を禁止する必要もないと思われる。
- ・簡便的な会計処理等を採用した場合の開示について、年度決算に適用される会計処理と違いがあることを把握する上で重要であり、2~3行程度の注記であるので、作成者にとってもそれほど負担にはならないと思われる。
- ・セグメント情報のうち、内部売上高又は振替高と外部顧客に対する売上高について、製造業のアナリストの場合は区分が必要との意見であった。
- ・事業の種類別セグメントに係るセグメント資産に著しい変動があった場合は、金額を含めた開示が望まれる。金額開示が時間的に厳しい場合に限り、金額開示を免除するとしても、どのような変化があったかという説明は行うべきである。
- ・株式併合・分割を反映したEPS等の開示は、中小型株で頻繁にファイナンスを行っている銘柄があることなどを考えると必要ではないかと思われる。
- ・アナリストにとって、ダイリューションに関する情報の重要性は高い。したがって、EPSを分析する上で算定根拠の開示は重要である。
- ・外資系の機関投資家は、潜在株式数の変動を考慮に入れてEPSを分析している。特に、MSCB、CoCos、(あるいは事前発行型ポイズンピル)は、潜在株式調整後EPSには反映されないが、ダイリューションの可能性が大きい。これらのものによる潜在株式数を把握する上でも、算定根拠の開示は必須である。
- ・1株当たり情報について、当四半期末と前四半期末の算定基礎を記載するが、各証券の条件等は記載を省略し、最大発行可能株数は記載してもらいたい。
- ・ストック・オプションについては、その四半期に付与したストック・オプションに重要性がある場合や条件のうち重要な事項の変更を行った場合に注記すべきで

## 審議事項(6)

ある。新たな費用計上の影響などを把握するためにも重要である。

- ・株主資本の重要な変動については、変動事由だけが開示されても、金額の注記が無ければ十分な説明にはならない。変動理由と金額を開示すべきである。
- ・株主資本の変動額について、実務面を考慮すると、可能な場合に概算額を記載するという事柄も考えられる。
- ・継続企業の前提に重要な疑義が生じるようなケースはレアケースであり、一旦発生した場合その情報の重要性はきわめて高い。継続企業の前提に重要な疑義が生じた場合には、まずはその事実を開示すべきである。
- ・合併などの企業結合は、企業にとって重要な事項であり、詳細な開示が行われるのはやむを得ない。しかし、開示項目が多岐にわたることを考えると、例えば、連結売上高や総資産の 10%といった重要性にある程度配慮することも考えられなくはない。
- ・有価証券・デリバティブの時価情報等は、少なくとも質的・金額的に重要性がある企業の場合は開示が必要ではないかと思われる。
- ・リース取引関係については、企業が借入れ以外にどのようなオフ・バランスの債務を負っているか知る上で、未経過リース料の残高等の情報は開示が望まれる。
- ・減損損失は、グルーピングの方法も含めた開示が必要である。

その他

- ・ 開示日数はある程度慣れてくれば、短縮できるのではないか。

－作成者サイド－

全般

- ・利用者サイドの主張どおりの開示に対応することになれば、90 日くらい必要であり、45 日以内での開示は難しい。
- ・四半期開示は、MD&A の開示も行いレビュー付きで 45 日以内に開示することを考慮すると、開示項目はかなり削減し、最低限にする必要がある。
- ・実際、証券取引所の要請に基づく四半期開示をみると、第 1 四半期の開示は、レビューなしで 7 月末に集中している。担当レベルがすでに音を上げている状態において、さらにレビューが導入されると、基準案の要求する開示では、難しい。
- ・四半期決算手続について、米国では 95%ぐらいの処理を行ったところで、ハードクローズし、レビューで大きく見誤っていないか見ることとし、開示期間を短縮している。

注記関係

- ・基準案の注記の基本的な考え方として、四半期ではミニマムな開示を求めべきである。米国の SEC 規則 S-X と同様、当四半期会計期間に重大な影響を及ぼすような事象が発生した場合に開示するというスタンスにすべきである。また、

## 審議事項(6)

詳細なフォーマットでの開示も必要なしとすべきである。

- ・第 2 四半期以降に会計方針の変更を行った場合に変更の影響額を開示するのは累計情報のみであることを明確にしてもらいたい。
- ・株主資本の重要な増減要因の内訳の金額を（短時間で）デジタルに示すのは難しいので、定性的な情報とすべきである。
- ・株主資本の大きな変動について、おおむねわかればよいのであれば、概算額の開示としてほしい。どの程度のもを想定しているのか明確にってもらいたい。
- ・企業結合の注記は、項目が多すぎる。取得原価の内訳の開示までは求めないでほしい。
- ・修正後発事象については、レビュー報告書日付までに発生したもので、概算のみしか算定できないとすると、(訴訟のように) 金額を見積れない場合は難しいので、適用指針案で明示せず、年度の後発事象と同様の扱いでよい。
- ・注記情報で、財務諸表利用者の開示ニーズである最大発行可能株数まで開示させるのは年度の開示を超えている。

### 結論の背景関係

- ・基準案 36 項の四半期財務諸表の目的での「有用な情報の提供」の理由として、概念フレームワークの最上位の概念であるという点を記載すべきではない。
- ・在外子会社の換算方法についても、基準案 9 項の簡便法が認められるという理解でよいか。
- ・外貨換算について、利益水準が低いときには、四半期積み上げによる場合、外貨ベースと円貨換算ベースでは正負が異なるような事態が生じることがある。第 42 項での累計差額方式の問題点に関する表現を工夫してもらいたい。

## 2. 引き続き検討を要する主な事項

- ・四半期財務諸表の目的（結論の背景）
- ・法人税等の取り扱い
- ・注記の基本的なスタンス
- ・注記項目

以 上